

（事業の目的）

第1条 医療法人八女発心会が実施する指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護事業」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となった場合においても、入浴の援助等を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- 1 指定訪問入浴介護等は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (1) 事業者自らその提供する指定訪問入浴介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (2) 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
 - (3) 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - (4) 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - (5) 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。
 - (6) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - (7) 指定訪問入浴介護等の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 2 指定訪問入浴介護等の提供に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- 3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問入浴ひめの
- 2 所在地 福岡県八女郡広川町大字新代 2316

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 看護職員 1名以上
看護職員は、看護その他の指定訪問入浴介護の提供に当たる。
- 3 介護職員 2名以上
介護職員は、介護その他の指定訪問入浴介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、災害、悪天候等やむを得ない事情が生じた場合は、利用者等に連絡の上変更することがある。

- 1 営業日
月曜日から日曜日までとする。

- 2 営業時間
午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。

(指定訪問入浴介護の内容)

第 6 条 事業所が行う訪問入浴介護の内容は、次のとおりとする。

- 1 入浴サービス
- 2 生活指導
- 3 健康状態の確認
- 4 介護に関する相談援助
- 5 事業所がサービスを提供するに当たっては、以下のことを遵守するものとする。
 - (1) あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。
 - (2) 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、認定審査会意見があるときには、それに配慮する。

(指定訪問入浴介護の利用料その他の費用)

第 7 条 指定訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。ただし、介護保険法第 4 9 条の 2 に規定する要介護被保険者及び第 5 9 条の 2 に規定する居宅要支援被保険者は、その 2 割もしくは 3 割の額とする。

- 1 前項に定めるもののほか、事業所は利用者から以下の費用の支払を受けるものとし、その額は、別表のとおりとする。
 - (1) 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う場合の交通費
 - (2) 特別な浴槽水等に係る費用
- 2 事業所が利用者から前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 3 事業所が利用者から第 1 項及び第 2 項の費用の支払を受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、広川町、八女市、筑後市、久留米市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者が事業所の提供するサービスを利用するに当たっての留意事項は、次のとおりとする

- 1 利用者又はその家族は、利用者の心身の状況等に変化が見られた場合は、速やかに事業所の従業者に連絡すること。
- 2 入浴前には食事を控えること。

(衛生管理等)

第 11 条 事業所は、利用者の私用する施設、食器その他の設備等について「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努める。

- 1 前項の「衛生管理マニュアル」の作成に当たっては、保険福祉（環境）事務所等の助言を受けるとともに、研修等により従業者に周知徹底を行う。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催する

- とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時又は事故発生時の対応)

第12条 事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

- 1 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(居宅介護支援事業者との連携)

第13条 事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健・医療・福祉サービス提供者を含む。）と連携し、以下の場合には必要な情報を提供することとする。

- 1 利用者がサービス計画の変更を希望し、それが適切と判断される場合
- 2 次の理由により適切なサービス提供は困難と判断される場合。
 - (1) 第8条に定める通常の事業の実施地域外の利用者で対応できない場合
 - (2) 利用者が正当な理由がなく指定訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないため、サービス提供ができない場合
 - (3) その他正当な理由により受け入れられないと判断した場合
- 3 前項第2号(2)及び(3)の際に、利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させるおそれがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して福岡県広域連合、当該市町村に通知することとする。

(利益供与の禁止)

第14条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(秘密保持)

第15条 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 1 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 2 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第16条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は、別紙「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」による。

(虐待の防止)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの

とする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (1) 虐待防止のための指針の整備。
- (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (3) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問入浴介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第19条 事業所は、指定訪問入浴介護等事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問入浴介護等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問入浴介護等の提供を行うよう努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第20条 事業所は、全ての指定訪問入浴介護等従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 1 採用時研修 採用後1ヵ月以内。
 - (1) 継続研修 年1回。
- 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 訪問入浴計画及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- 4 訪問入浴計画及びサービス提供記録については、サービスの提供に係る保険給付支払の日から5年間、事故発生時の記録、市町村への通知、並びに苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから2年間保存する。
- 5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下「都道府県等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人八女発心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（身体拘束）

第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(附 則)

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は 令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は 令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

重要事項説明書

(令和6年1月1日現在)

当事業者はご契約者に対して介護予防訪問入浴サービス・訪問入浴介護サービスを提供します。利用される事業所の概要や、提供されるサービスの内容について、次のとおり説明します。

1 事業所概要

法人名称	医療法人八女発心会
法人所在地	福岡県八女郡広川町新代 2316
事業所名称	訪問入浴ひめの
事業所所在地	福岡県八女郡広川町新代 2316
事業所番号	4078400431
サービス種類	介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

2 営業時間

営業日	月曜日から日曜日 1月1日営業
営業時間	午前8:30～午後5:30

3 実施地域の範囲

事業の実施地域	八女郡広川町、八女市、筑後市、久留米市
---------	---------------------

4 事業所の職員体制

職 種	員 数	備 考
管理者	1	介護職員と兼務
介護職員	2以上	
看護師	1以上	

5 料金

利用料金は別紙参照

6 提供されるサービス

(1) サービスの利用開始

電話、文書及び事業所への来所により受け付けます。

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、居宅サービス計画（ケアプラン）をもとに訪問入浴介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

(2) サービス終了

- 1 利用者のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の7日前までにお申し出下さい。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情があ

る場合は、予告期間が7日以上のお知らせでもこの契約を解約することができます。

2 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

3 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）の場合

- ・利用者がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

4 その他

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当施設が倒産した場合、利用者は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内にお支払いがない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

- ・利用者又はその家族が事業者サービス従事者またはその他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどのハラスメントなど背信行為を行った場合はサービスを終了させていただく場合がございます。

7 訪問入浴介護訪問入浴ひめのの特徴等

(1) 運営の方針

- 1 当事業所では、訪問入浴介護計画に基づき必要な介護を行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- 2 当事業所では、医療の必要度が高い方の在宅生活継続を支援していくため、積極的に受け入れを行い、個々の状態に合わせた介護・医療処置の提供に努める。
- 3 当事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 5 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。

(2) サービスの利用のための留意事項

- ・ 体調確認と体調不良の場合の対応
体調確認（体温・血圧・脈拍等）の実施、不調時は医師の診察によります
- ・ その他
悪天候や災害（積雪・台風等）により、サービスが提供できない場合があります。

8 事故発生時の対応

施設サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の後見人及び家族又は代理人に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 連帯保証人について

- 1 利用者は、連帯保証人を定めるものとします。
- 2 前項の連帯債務者は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、利用者と連帯して保証の責を負うと共に、事業者が運営規定に定めるところに従い、事業者と協議し、必要な時は利用者の身柄を引き取るものとします。
- 3 事業者は、利用者の利用状況において必要な場合には、連帯保証人への連絡・協議等に務めるものとします。

10 サービス内容に関する相談・苦情窓口

- 1 ご利用者相談・苦情担当
担当職員 宮園 すみれ（介護福祉士）
- 2 その他上記以外に、行政の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡県国民健康保険団体連合会 事業部介護保険課（介護サービス相談窓口）

〒812-8521 福岡県博多区吉塚本町 13 番 47 号 福岡県国保会館

TEL 092-642-7859 FAX 092-642-7856

福岡県介護保険広域連合 柳川大木広川支部

〒832-8555 福岡県柳川市三橋町正行 431 柳川市役所三橋庁舎内

TEL 0944-75-6301 FAX 0944-75-6340

広川町健康福祉課 高齢者支援係

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1

TEL 0943-32-1113 FAX 0943-32-7044

八女市健康福祉部 介護長寿課介護サービス係

〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地

TEL 0943-23-2545 FAX 0943-22-2186

久留米市健康福祉部 介護保険課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3

TEL 0942-30-9205 FAX 0942-36-6845

筑後市市民生活部 高齢者支援課 介護保険サービス担当

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地 TEL 0942-53-4115 FAX 0942-53-4119

訪問入浴ひめの料金表

事業所番号 4078400431

I. 訪問入浴介護費

1. 基本料金 (1回につき)

項目		単位数 (単位)	利用者負担額 (円)			
			1割	2割	3割	
訪問入浴費	看護職員1人及び介護士2人		1,266	1,266	2,532	3,798
		清拭または部分浴の場合	1,139	1,139	2,279	3,418
	介護職員3人の場合		1,203	1,203	2,405	3,608
		清拭または部分浴の場合	1,083	1,083	2,166	3,249

2. 加算

		単位数 (単位)	利用者負担額 (円)		
			1割	2割	3割
<input type="checkbox"/> 初回加算	初回につき	200	200	400	600
<input type="checkbox"/> サービス提供体制加算 (I)	1回につき	44	44	88	132
<input type="checkbox"/> 介護職員等処遇改善加算 (I) ※令和6年6月から	1月につき	基本単位数に加算・減算を加えた単位数の1000分の100に相当する単位数			
<input type="checkbox"/> 看取り連携体制加算	1回につき	64	64	128	192
		～看取り加算について～ 死亡日及び死亡日以前30日以下に限る。 訪問入浴介護における看取り連携加算とは、医師や訪問看護師と連携し、看取り期の利用者様に対してサービスを提供することを評価する加算です。 ※契約終了後に清算となる為、ご請求が翌月以降となる場合がございますのでご了承ください。			

3. 減算

<input type="checkbox"/> 同一建物減算 1	1月につき	事業所と同一建物の利用者様又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は所定単位数の10%減算
<input type="checkbox"/> 同一建物減算 2	1月につき	事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合は所定単位数の15%減算